

副本

乙第17号証

28教地義第1073号

平成28年12月5日

関東農政局長 殿

東京都知事

小池 百合子

「東京都学校給食用牛乳供給実施方針」の変更について

標記の件について、「学校給食用牛乳供給対策要綱」第7の3の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。

担当

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課

健康推進担当 谷島

電話03-5320-6878

東京都学校給食用牛乳供給実施方針

学校給食用牛乳供給対策要綱第7の1に基づき、本都における学校給食用牛乳の供給価格等の決定、供給の合理化及び消費の拡大に関する実施方針について、次のとおり定める。

1 学校給食用牛乳の位置付け（学校給食制度への牛乳供給の寄与）

都内の酪農業は、飲用消費の都市型酪農及びバター生産の島しょ型酪農として発展し、昭和39年のピーク時には、経産牛14,334頭、戸数3,511戸に達した。

その後、区部多摩については、高度経済成長以後の都市化の進展、周辺地域の宅地化及び環境問題等を背景に頭数・戸数とも減少しつつも、規模拡大や生乳の多角的販売により経営の存続が図られている。また、島しょについても、バター価格の低迷から区部多摩と同様に頭数・戸数が減少したが、地域住民の要望に応える形で島内消費用牛乳等の生産を行い、現在に至っている。

平成27年2月1日現在の経産牛頭数は1,242頭、戸数は51戸であり、平成27年度の生乳生産量は9,863トンである。

このような状況のなか、学校給食用牛乳は学校給食用牛乳供給対策の取組により、都内産生乳の重要な用途として定着している。しかし、都内では、学校給食用牛乳の需要量が都内産生乳生産量を上回るものの、大手メーカーの工場が他県産の生乳を大量に処理していることから、学校給食用牛乳向けに供給される都内産生乳量は3割程度である。

しかしながら、本対策は、骨格形成の重要な時期における児童・生徒の体位・体力の維持・向上を図るとともに、**都市酪農への理解を向上し、将来にわたる牛乳の需要を確保するという2つの役割を果たしている。**

今後ともこれらの役割に変わることなく、都の酪農振興にとって重要な施策として位置付けるものである。

2 生乳生産・乳業等の現状と課題

都内産の生乳は、関東生乳販売農業協同組合連合会を指定生乳生産者団体とし、傘下の東京都酪農業協同組合による一元的な集荷体制により、年間生乳生産量の95.1%（平成27年度）が販売されている。その用途別の需要量は飲用等向けが96.2%、加工向けが3.8%となっている。平成27年度は離農により生乳生産量が減少し、1万トンを切ることになった。

都内の乳業（飲用牛乳製造）の動向は、区部多摩が7社9工場（平成元年）から3社4工場、島しょが3社（農協）3工場（平成元年）から2社2工場に減少している。この背景には、区部多摩では、競争の結果としての小規模乳業者の廃業や企業の経営合理化に伴う工場の閉鎖があり、島しょでは酪農家の廃業により、工場の運営が厳しくなったためである。

なお、都に学校給食用牛乳を供給している乳業者は他県を含めて中・大手の6社9工場であり、

すべての工場がHACCP承認を受けている。

3 消費拡大（牛乳）のために講じている施策と今後の消費拡大の方針

都においては都内産牛乳の消費拡大を図るため、各種フェアでの牛乳試飲アンケートの実施、普及啓発パンフレットの作成・配布等を通じて、消費拡大を図っている。

学校給食用牛乳供給事業については、都内産牛乳の使用割合を維持・拡大していく方向で努めていくものとする。

今後とも、都内酪農の安定的発展を図るため、飲用牛乳・発酵乳・アイスクリーム等の消費拡大を図るとともに、学校給食用牛乳については、効率的な供給が達成されるよう供給価格等の決定方法について見直し、併せて、供給日数の拡大等の推進、ふれあい事業などを通じて、児童・生徒に対する牛乳・酪農等への理解の醸成を図っていくものとする。

4 学校給食への牛乳供給に係る都道府県の方針等

（1）供給価格等の決定について

ア 公正な競争条件の確保措置（都道府県規約の策定等）

対策要綱第6の4を踏まえ、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者について、安定的かつ効率的な供給を確保するため、「東京都学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」（以下「決定要領」という。）を定め、決定要領に基づき競争条件を整備し、見積価格の徴集を行うものとする。

イ 学校給食用牛乳価格等の算定方法（供給価格）

供給価格については、決定要領により設定した区域ごとに決定する。

また、保護者負担額については、決定要領に基づき、原則的に都内同一の負担額とし、東京都学校給食会を同保護者負担額の徴収及び配分並びに学校給食用牛乳安定需要確保対策事業の補正額を供給事業者に交付を行う機関とする。

なお、新たな決定については、平成29年度第1学期の供給から適用するものとする。

（2）供給の合理化について

（効率的供給体制の整備方針（供給合理化、区域格差の縮減の方針））

学校給食用牛乳の供給においては、その合理化を図ることにより保護者の負担軽減を推進するとともに、隔日・前日配送を行うための牛乳保冷庫等については、学校及び乳業者との調整を図りながら導入を進めるものとする。

衛生管理等の強化については、既にHACCPを取得している事業者に対しても、学校給食用牛乳に係る放射性物質検査の実施などを含め、より衛生的かつ安全・安心な供給を求めていくものとする。

供給価格が高い区域については、当該区市町村教育委員会と密接に連携を取り合い、備品の整備を重点に行うこと等によって区域格差の縮減に努めていくものとする。

(3) 消費の拡大について

- (学校給食用牛乳消費拡大等の推進方針：栄養等の飲用効果の啓発方針、酪農・乳業に対する理解と飲用定着の気運の熟成等の具体的方針)

学校給食における牛乳の普及状況等を鑑み、児童・生徒に効果的な栄養設計による給食の供給を行うため、牛乳を利用した献立の推進を図るとともに、**栄養士等への啓発**、学校の特別活動の一環とした酪農・乳業へのふれあいの機会の創設について関係機関等との調整を図り、推進する。

また、児童・生徒への牛乳飲用の習慣を形成するための教材等の提供について、推進する。

さらに、大型容器飲用の推進については、まず初めに、紙容器で供給している区市町村に対して導入を進めることとする。また、学校での飲用機会の大幅な増加が見込めない中、区市町村教育委員会との連携により、給食実施状況を把握し、日数拡大の具体的な提言等を行うこと等でその推進に努めるものとする。

(4) 紙装空きパックの回収について

平成17年度から、学校から排出される残乳は設置者（各区市町村）の責任で処理し供給業者が回収しないことを徹底した上で、紙装空きパックについては設置者が洗い、開き、乾かし、リサイクルすることが困難である現状を踏まえ、供給業者の回収によりリサイクル資源とすることとした。

平成18年度からは、紙装空きパックのリサイクルについては設置者も推進することに努めることとした。